

## 6月3日～9日は危険物安全週間 危険物の取り扱いに注意しましょう

危険物とは①火災発生の危険性が高い②火災拡大の危険性が高い③消火の困難性が高いという性質があり、代表的な物としてガソリン、灯油、アルコールなどがあります。危険物を取り扱う場合は、火災に十分注意して、事故防止に努めましょう。

### セルフスタンドにおける安全な給油

皆さんが行うセルフスタンドの給油は、危険物の取り扱いの代表例です。次のことを守り、安全に給油しましょう。



#### ●給油前

- ▷白線などで示された位置に停車し、パーキングブレーキを作動させエンジンを停止しましょう。
- ▷体に帯電している静電気の火花は、給油口から出てくるガソリン蒸気に引火する恐れがあります。給油キャップを開ける前に静電気除去シートに触れ、静電気を除去しましょう。

#### ●給油時

- ▷過剰給油による燃料の吹きこぼれを防止するために、給油ノズルを確実に差し込み、自動的に給油が止まったらそれ以上の継ぎ足しはやめましょう。

#### ●その他

- ▷セルフスタンドでは、客がガソリンを携行缶などの容器に詰め替えることは禁止されています。必要なときは必ず従業員に依頼しましょう。
- ▷セルフスタンドに限らず、ガソリンスタンドでは決められた場所以外での火気の使用は厳禁です。喫煙などはもちろん、給油中に携帯電話などの電気機器は使用しないようにしましょう。



問 消防本部予防課 (☎543129)

## 付いていますか？ 住宅用火災警報器

火災は決して他人事ではなく、どこの家庭にでも起こり得る事です。しかし、万が一の場合でも住宅用火災警報器が設置してあればいち早く火災を知らせ、私たちの命を助けてくれます。

市消防本部が昨年11月に実施した調査では、市内の住宅用火災警報器の設置率は一部設置を含め75.2%で、全国平均81.7% (平成29年6月現在) と比べて低い状況です。火災から大切な家族の命を守るため、一日も早く設置しましょう。

### ■定期的に作動確認をし、音をききましょう！

警報器が設置されていても、正常に作動しなかったケースが増えています。いざという時に警報器がきちんと作動するかどうか、ひもを引いたりボタンを押したり、月に1回は作動点検をしましょう。音が鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」ですので、取扱説明書を確認ください。

### ■住宅用火災警報器の設置場所

- ▷寝室 (普段就寝に使う全ての部屋)
- ▷階段 (2階以上に寝室がある場合)
- ※市では、台所への設置は義務ではありませんが、推奨しています。

### ■取り換えの目安

古くなると火災を感知しない恐れがあります。  
住宅用火災警報器は設置して10年が  
取り換えの目安です。



各寝室 寝室のある階の階段

問 消防本部予防課 (☎543129)